

陳情番号	陳情 第 4 号
受理年月日	令和8年8月20日受理
付託委員会	総務企画常任委員会
(件名) 「非核三原則の堅持を求める」陳情書の提出について	
(陳情の要旨) 「核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませず」とする非核三原則は、1967年に当時の佐藤栄作首相が国会で表明し、1971年に衆議院においてこの原則の遵守を求める決議が採択され、その後も歴代内閣がこれを堅持してきました。非核三原則は、特定の政党や立場を超え、長年にわたり我が国の平和と安全を支える基本的な考え方として国民の間に定着しています。 しかし、今日、安全保障関連3文書の改定に向けた議論が与党内で開始され、非核三原則の見直しがおこなわれようとしているだけに、不安視する声が広がっています。 核兵器を取り巻く国際情勢が厳しさを増しているだけに、非核三原則を堅持することは、国民の安心と安全を確保し、地域の平和と安定を築くうえで重要です。 81年前の広島と長崎にもたらされた惨禍は二度と繰り返してはならず、被爆の実相を後世に伝えつつ、非核三原則を堅持し、「核兵器のない世界」の実現に向けて努力を着実に積み重ねていくことは、唯一の戦争被爆国である我が国の使命です。 よって、下記事項について貴議会として決議を採択されるとともに、国会及び関係行政庁に対して提出されるよう陳情します。 【陳情項目】 1 非核三原則を将来にわたって堅持すること 2 核兵器のない世界の実現に向け、国際的な核軍縮・核不拡散の取り組みを積極的に推進すること	